

VI 資料編

1. 金融目的別出融資承諾状況の推移
2. 地域別出融資承諾状況の推移
3. 地域別保証承諾状況の推移
4. 保証状況の推移
5. 金融目的別出融資実行状況の推移
6. 金融目的別回収状況の推移
7. 金融目的別出融資残高の推移
8. 地域別出融資残高の推移
9. 連続国際金融等勘定貸借対照表
10. 連続国際金融等勘定損益計算書
11. 連続海外経済協力勘定貸借対照表
12. 連続海外経済協力勘定損益計算書
13. 海外経済協力業務実施方針
14. 海外経済協力業務運営協議会議事概要

○地域分類内訳国・地域について

・本業務報告書の表記及び内訳国・地域は以下のとおり。

地 域 名		当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	東アジア	中華人民共和国、ホンコン（香港）特別行政区、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、マカオ（澳門）特別行政区、モンゴル国、台湾（タイワン）
	東南アジア	ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、東ティモール民主共和国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国
	南アジア	アフガニスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、インド、モルディブ共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国
	中央アジア・コーカサス	アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、グルジア、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国
大 洋 州	—	オーストラリア連邦、クック諸島、フィジー諸島共和国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ナウル共和国、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国
ヨーロ ッ パ	中東欧・ロシア	アルバニア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、ハンガリー共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ウクライナ
	西ヨーロッパ	アンドラ公国、オーストリア共和国、ベルギー王国、ガーンジー島、ジャージー島、キプロス共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国（英国）、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、マルタ共和国、モナコ公国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦

地域名		当該地域に含まれる国等
中 東	—	バーレーン王国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、西岸・ガザ（パレスチナ自治区）、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国、モロッコ王国、チュニジア共和国
	サハラ以南	アンゴラ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カメルーン共和国、カーボベルデ共和国、中央アフリカ共和国、チャド共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、レソト王国、リベリア共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ルワンダ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア民主共和国、南アフリカ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、エリトリア国
北 米	—	カナダ、アメリカ合衆国（米国）
中 南 米	—	アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、アルゼンチン共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、キューバ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、フランス領ギアナ、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、プエルトリコ、セントキッツ・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム共和国、トリニダード・トバゴ共和国、メキシコ合衆国、米領バージン諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

1. 金融目的別出融資承諾状況の推移

(単位：億円、%)

		16年度			17年度			18年度			19年度		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	40	1,148	13	29	731	7	34	757	7	24	378	3
	(船舶)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)	(66)	(1)	(2)	(33)	(0)
	(プラント)	(40)	(1,148)	(13)	(28)	(709)	(7)	(32)	(691)	(7)	(22)	(345)	(3)
	(技術提供)	(-)	(-)	(-)	(1)	(22)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	輸 入	10	585	6	10	607	6	8	82	1	5	2,557	22
	(資源)	(10)	(585)	(6)	(10)	(607)	(6)	(8)	(82)	(1)	(5)	(2,557)	(22)
	(製品)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	投 資	141	7,168	79	117	8,744	82	94	8,896	85	67	7,325	63
	(資源)	(26)	(3,037)	(34)	(18)	(3,408)	(32)	(27)	(5,110)	(49)	(15)	(1,285)	(11)
	(一般)	(115)	(4,131)	(46)	(99)	(5,336)	(50)	(67)	(3,786)	(36)	(52)	(6,040)	(52)
	事業開発等	3	119	1	4	596	6	9	755	7	8	1,317	11
	(事業開発等)	(3)	(119)	(1)	(4)	(596)	(6)	(9)	(755)	(7)	(8)	(1,317)	(11)
	(ブリッジローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	出 資	3	22	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	197	9,043	100	160	10,678	100	145	10,490	100	104	11,578	100
海外経済 協力業務	円 借 款	49	7,986	100	50	5,698	100	77	7,637	100	58	9,012	100
	海外投融資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(貸付)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(出資)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	小 計	49	7,986	100	50	5,698	100	77	7,637	100	58	9,012	100
合 計		246	17,029	-	210	16,376	-	222	18,127	-	162	20,590	-

2. 地域別出融資承諾状況の推移

(単位：億円、%)

		16年度			17年度			18年度			19年度		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
国際金融 等業務	アジア	103	2,565	28	91	3,017	28	75	3,314	32	60	4,742	41
	(東アジア)	(52)	(1,002)	(11)	(40)	(499)	(5)	(25)	(258)	(2)	(25)	(1,072)	(9)
	(東南アジア)	(44)	(1,289)	(14)	(42)	(1,336)	(13)	(40)	(2,582)	(25)	(29)	(3,099)	(27)
	(南アジア)	(2)	(5)	(0)	(7)	(469)	(4)	(6)	(229)	(2)	(3)	(323)	(3)
	(中央アジア・コーカサス)	(5)	(269)	(3)	(2)	(713)	(7)	(4)	(245)	(2)	(3)	(247)	(2)
	大洋州	10	765	8	5	160	1	7	63	1	6	11	0
	ヨーロッパ	17	880	10	13	1,021	10	13	230	2	4	78	1
	(中東欧・ロシア)	(15)	(815)	(9)	(11)	(907)	(8)	(13)	(230)	(2)	(4)	(78)	(1)
	(西ヨーロッパ)	(2)	(65)	(0)	(2)	(114)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	中 東	14	3,060	34	17	4,646	44	14	2,502	24	4	5,538	48
	アフリカ	6	12	0	7	193	2	5	55	1	10	859	7
	北 米	7	216	2	1	171	2	3	257	2	1	50	0
	中南米	36	1,521	17	25	1,409	13	28	4,068	39	19	300	3
	国際機関等	1	1	0	1	63	1	-	-	-	-	-	-
	その他	3	22	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	197	9,043	100	160	10,678	100	145	10,490	100	104	11,578	100
海外経済 協力業務	アジア	44	6,250	78	39	4,754	83	61	6,440	84	40	6,259	69
	(東アジア)	(8)	(859)	(11)	(1)	(30)	(1)	(17)	(1,371)	(18)	(6)	(463)	(5)
	(東南アジア)	(22)	(3,344)	(42)	(19)	(2,272)	(40)	(24)	(2,320)	(30)	(20)	(3,080)	(34)
	(南アジア)	(12)	(1,724)	(22)	(18)	(2,159)	(38)	(20)	(2,749)	(36)	(14)	(2,717)	(30)
	(中央アジア・コーカサス)	(2)	(323)	(4)	(1)	(293)	(5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	大洋州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	46	1
	ヨーロッパ	2	478	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(中東欧・ロシア)	(2)	(478)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(西ヨーロッパ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	中 東	1	987	12	-	-	-	-	-	-	8	1,827	20
	アフリカ	1	57	1	8	507	9	14	1,022	13	8	687	8
	北 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中南米	1	213	3	3	438	8	1	60	1	1	194	2
	国際機関等	-	-	-	-	-	-	1	115	2	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	49	7,986	100	50	5,698	100	77	7,637	100	58	9,012	100
合 計		246	17,029	-	210	16,376	-	222	18,127	-	162	20,590	-

3. 地域別保証承諾状況の推移

(単位：億円、%)

	16年度			17年度			18年度			19年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	5	234	11	6	335	12	9	548	9	8	2,248	42
(東アジア)	(3)	(121)	(6)	(1)	(9)	(0)	(1)	(28)	(0)	(-)	(-)	(-)
(東南アジア)	(2)	(114)	(5)	(3)	(189)	(7)	(7)	(468)	(8)	(5)	(1,527)	(29)
(南アジア)	(-)	(-)	(-)	(1)	(116)	(4)	(1)	(52)	(1)	(2)	(656)	(12)
(中央アジア・コーカサス)	(-)	(-)	(-)	(1)	(21)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(65)	(1)
大洋州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	1	194	3	1	203	4
(中東欧・ロシア)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(194)	(3)	(1)	(203)	(4)
(西ヨーロッパ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
中 東	1	36	2	-	-	-	1	70	1	1	314	6
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	412	8
北 米	13	1,327	61	23	1,468	54	23	1,796	30	11	1,097	21
中南米	4	563	26	8	891	33	9	3,431	57	6	1,069	20
国際機関等	-	-	-	1	42	2	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	23	2,160	100	38	2,736	100	43	6,038	100	30	5,343	100

4. 保証状況の推移

(単位：億円)

	16年度		17年度		18年度		19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	23	2,160	38	2,736	43	6,038	30	5,343
保証実行	45	2,872	55	2,941	116	5,868	103	3,879
保証解除	100	1,150	122	1,543	279	1,610	325	2,534
保証残高	137	9,035	155	10,551	178	14,924	192	16,175

(注) 保証実行：本行が承諾したもののうち、民間金融機関の貸付が行われたもの。

保証解除：民間金融機関貸付の返済が行われることにより、本行にとって保証対象が減少したもの。

5. 金融目的別出融資実行状況の推移

(単位：億円、%)

		16年度		17年度		18年度		19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	1,655	16	816	10	775	7	702	7
	(船舶)	(326)	(3)	(－)	(－)	(－)	(－)	(67)	(1)
	(プラント)	(1,329)	(13)	(801)	(9)	(769)	(7)	(635)	(6)
	(技術提供)	(－)	(－)	(15)	(0)	(6)	(0)	(－)	(－)
	輸 入	839	8	557	7	200	2	450	4
	(資源)	(839)	(8)	(557)	(7)	(200)	(2)	(450)	(4)
	(製品)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
	投 資	6,331	62	6,319	74	8,578	81	8,204	82
	(資源)	(3,733)	(36)	(2,472)	(29)	(3,637)	(34)	(3,389)	(34)
	(一般)	(2,598)	(25)	(3,847)	(45)	(4,941)	(47)	(4,815)	(48)
	事業開発等	1,462	14	822	10	1,039	10	664	7
	(事業開発等)	(1,462)	(14)	(822)	(10)	(1,039)	(10)	(664)	(7)
	(ブリッジローン)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
	出 資	1	0	3	0	4	0	2	0
	小 計	10,287	100	8,517	100	10,595	100	10,021	100
海外経済 協力業務	円 借 款	6,597	100	6,576	100	6,067	100	6,839	100
	海外投融资	24	0	1	0	1	0	0	0
	(貸付)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
	(出資)	(24)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
	小 計	6,621	100	6,577	100	6,068	100	6,839	100
合 計		16,909	－	15,094	－	16,663	－	16,860	－

6. 金融目的別回収状況の推移

(単位：億円、%)

		16年度		17年度		18年度		19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	2,205	16	2,780	18	1,927	15	1,810	12
	(船舶)	(21)	(0)	(80)	(1)	(4)	(0)	(4)	(0)
	(プラント)	(2,182)	(16)	(2,695)	(17)	(1,919)	(15)	(1,804)	(12)
	(技術提供)	(2)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(2)	(0)
	輸 入	740	5	1,041	7	887	7	1,103	7
	(資源)	(108)	(1)	(523)	(3)	(436)	(3)	(618)	(4)
	(製品)	(633)	(5)	(518)	(3)	(451)	(3)	(485)	(3)
	投 資	6,883	49	6,702	42	6,634	51	9,017	58
	(資源)	(2,609)	(19)	(2,912)	(18)	(2,970)	(23)	(4,489)	(29)
	(一般)	(4,274)	(31)	(3,790)	(24)	(3,664)	(28)	(4,528)	(29)
	事業開発等	4,074	29	5,232	33	3,518	27	3,580	23
	(事業開発等)	(4,074)	(29)	(5,232)	(33)	(3,518)	(27)	(3,580)	(23)
	(ブリッジローン)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
	出 資	－	－	0	0	－	－	1	0
海外経済 協力業務	政府ベース借款	32	0	55	0	44	0	19	0
	小 計	13,934	100	15,810	100	13,010	100	15,530	100
	円 借 款	5,134	100	5,027	100	6,186	99	6,601	97
	海外投融資	19	0	11	0	88	1	200	3
	(貸付)	(13)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)
	(出資)	(7)	(0)	(7)	(0)	(84)	(1)	(196)	(3)
	小 計	5,153	100	5,038	100	6,275	100	6,801	100
合 計		19,087	－	20,848	－	19,285	－	22,331	－

7. 金融目的別出融資残高の推移

(単位：億円、%)

		16年度		17年度		18年度		19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	14,017	16	12,394	16	11,444	15	10,372	14
	(船舶)	(861)	(1)	(807)	(1)	(831)	(1)	(893)	(1)
	(プラント)	(13,146)	(15)	(11,565)	(15)	(10,588)	(14)	(9,456)	(13)
	(技術提供)	(10)	(0)	(22)	(0)	(25)	(0)	(23)	(0)
	輸 入	7,753	9	7,393	9	6,827	9	6,178	8
	(資源)	(5,123)	(6)	(5,281)	(7)	(5,165)	(7)	(5,001)	(7)
	(製品)	(2,629)	(3)	(2,112)	(3)	(1,662)	(2)	(1,176)	(2)
	投 資	35,736	42	36,416	46	39,565	51	39,010	53
	(資源)	(17,526)	(21)	(17,602)	(22)	(18,795)	(24)	(17,750)	(24)
	(一般)	(18,210)	(21)	(18,814)	(24)	(20,769)	(27)	(21,260)	(29)
	事業開発等	26,311	31	22,038	28	19,663	25	16,758	23
	(事業開発等)	(26,311)	(31)	(22,038)	(28)	(19,663)	(25)	(16,758)	(23)
	(ブリッジローン)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	出 資	1	0	4	0	8	0	9	0
海外経済 協力業務	政府ベース借款	1,181	1	867	1	825	1	810	1
	小 計	84,999	100	79,111	100	78,331	100	73,136	100
	円 借 款	113,359	99	114,247	99	113,748	99	113,837	99
	海外投融資	1,596	1	1,570	1	1,437	1	1,380	1
	(貸付)	(46)	(0)	(42)	(0)	(38)	(0)	(34)	(0)
	(出資)	(1,551)	(1)	(1,528)	(1)	(1,399)	(1)	(1,346)	(1)
	小 計	114,955	100	115,817	100	115,186	100	115,217	100
合 計		199,954	—	194,928	—	193,517	—	188,354	—

8. 地域別出融資残高の推移

(単位：億円、%)

		16年度		17年度		18年度		19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	アジア	34,596	41	30,712	39	28,553	36	26,789	37
	（東アジア）	(6,654)	(8)	(5,831)	(7)	(5,124)	(7)	(4,119)	(6)
	（東南アジア）	(23,328)	(27)	(20,355)	(26)	(19,008)	(24)	(18,447)	(25)
	（南アジア）	(2,180)	(3)	(1,924)	(2)	(1,875)	(2)	(1,892)	(3)
	（中央アジア・コーカサス）	(2,434)	(3)	(2,602)	(3)	(2,547)	(3)	(2,331)	(3)
	大洋州	2,055	2	2,255	3	2,166	3	1,985	3
	ヨーロッパ	7,143	8	7,020	9	6,520	8	4,974	7
	（中東欧・ロシア）	(5,576)	(7)	(5,708)	(7)	(5,876)	(8)	(4,505)	(6)
	（西ヨーロッパ）	(1,568)	(2)	(1,312)	(2)	(644)	(1)	(469)	(1)
	中 東	10,551	12	12,338	16	15,337	20	16,486	23
	アフリカ	2,980	4	2,442	3	2,090	3	1,810	2
	北 米	5,106	6	4,242	5	3,348	4	2,276	3
	中南米	14,677	17	13,598	17	14,228	18	14,427	20
	国際機関等	5,976	7	4,556	6	4,084	5	3,492	5
	その他	1,915	2	1,949	2	2,006	3	897	1
	小 計	84,999	100	79,111	100	78,331	100	73,136	100
海外経済 協力業務	アジア	93,807	82	96,145	83	96,101	83	96,178	83
	（東アジア）	(18,175)	(16)	(18,862)	(16)	(19,016)	(17)	(19,115)	(17)
	（東南アジア）	(50,626)	(44)	(51,804)	(45)	(51,792)	(45)	(51,456)	(45)
	（南アジア）	(23,165)	(20)	(23,543)	(20)	(23,298)	(20)	(23,414)	(20)
	（中央アジア・コーカサス）	(1,841)	(2)	(1,935)	(2)	(1,994)	(2)	(2,194)	(2)
	大洋州	429	0	404	0	377	0	351	0
	ヨーロッパ	546	0	695	1	859	1	913	1
	（中東欧・ロシア）	(546)	(0)	(695)	(1)	(859)	(1)	(913)	(1)
	（西ヨーロッパ）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	中 東	5,176	5	5,013	4	4,938	4	4,856	4
	アフリカ	8,756	8	7,740	7	7,190	6	7,339	6
	北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	6,133	5	5,735	5	5,609	5	5,458	5
	国際機関等	—	—	—	—	100	0	115	0
	その他	108	0	85	0	13	0	7	0
	小 計	114,955	100	115,817	100	115,186	100	115,217	100
合 計		199,954	—	194,928	—	193,517	—	188,354	—

9. 連続国際金融等勘定貸借対照表

(単位：百万円)

	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末
< 資 産 の 部 >					
貸 付 金	9,086,993	8,499,785	7,900,557	7,823,666	7,305,811
(貸 付 金)	(4,281,845)	(3,869,391)	(3,304,605)	(2,951,271)	(2,560,202)
(外 貨 貸 付 金)	(4,805,148)	(4,630,394)	(4,595,952)	(4,872,395)	(4,745,609)
出 資 金	-	112	385	810	921
有 価 証 券	-	-	10,186	8,622	6,900
現 金 預 け 金	185,185	105,346	628,142	258,234	324,170
未 収 収 益	68,881	62,833	71,461	79,593	74,927
雑 勘 定	82,024	231,009	148,631	38,224	27,580
動 産 不 動 産	20,230	19,465	19,121	18,847	18,398
繰 延 勘 定	2,916	3,551	4,018	3,062	3,417
支 払 承 諾 見 返	745,734	903,483	1,055,083	1,492,439	1,617,474
貸 倒 等 引 当 金	△48,570	△46,076	△55,009	△54,950	△53,570
合 計	10,143,392	9,779,508	9,782,576	9,668,546	9,326,027
< 負 債 及 び 資 本 の 部 >					
借 入 金	6,027,018	5,359,276	4,906,569	4,380,023	3,665,483
債 券	1,616,318	1,734,488	1,981,422	1,914,517	2,130,894
未 払 費 用	51,081	47,960	65,919	70,604	59,223
雑 勘 定	3,807	6,763	6,759	9,949	29,417
支 払 承 諾	745,734	903,483	1,055,083	1,492,439	1,617,474
(負 債 合 計)	(8,443,958)	(8,051,970)	(8,015,752)	(7,867,531)	(7,502,491)
資 本 金	985,500	985,500	985,500	985,500	985,500
準 備 金	638,582	676,258	709,148	745,236	780,375
当 年 度 利 益 金	75,352	65,780	72,176	70,279	57,661
(資 本 合 計)	(1,699,434)	(1,727,538)	(1,766,824)	(1,801,015)	(1,823,536)
合 計	10,143,392	9,779,508	9,782,576	9,668,546	9,326,027

10. 連続国際金融等勘定損益計算書

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
< 利 益 >					
経 常 収 益	344,283	331,945	406,593	424,911	416,115
貸 付 金 利 息	218,856	213,011	320,026	336,857	326,158
保 証 料	3,084	3,897	3,866	4,254	5,233
有 価 証 券 利 息	-	-	40	217	188
預 け 金 利 息	1,679	2,495	5,867	8,338	12,199
受 入 雑 利 息	62,714	59,936	19,939	12,939	9,132
受 入 手 数 料	1,819	1,286	1,589	1,628	1,279
外 国 為 替 益	772	1,619	6,347	3,413	2,219
雑 益	2,409	1,132	2,843	2,255	4,756
貸 倒 等 引 当 金 戻 入	52,950	48,570	46,076	55,009	54,951
合 計	344,283	331,945	406,593	424,911	416,115
< 損 失 >					
経 常 費 用	268,931	266,166	334,417	354,632	358,454
借 入 金 利 息	123,266	117,362	91,355	76,547	64,297
債 券 利 息	42,444	44,316	54,136	70,619	68,646
支 払 雑 利 息	23,774	28,676	71,776	129,006	142,732
事 務 費	15,261	15,245	14,843	15,195	16,671
動産不動産減価償却費	976	859	761	748	776
支 払 手 数 料	3,630	3,588	3,015	2,192	1,962
外 国 為 替 損	5,088	5,783	5,448	3,022	7,610
出 資 金 処 分 損	1,141	-	-	-	-
貸 付 金 償 却	2,359	2,517	35,726	732	732
債 券 発 行 差 金 償 却	746	668	553	569	584
債 券 発 行 費 償 却	746	1,065	1,044	972	727
雑 損	930	9	751	79	147
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	48,570	46,076	55,009	54,950	53,570
当 年 度 利 益 金	75,352	65,780	72,176	70,279	57,661
合 計	344,283	331,945	406,593	424,911	416,115

11. 連続海外経済協力勘定貸借対照表

(単位：百万円)

	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末
< 資 産 の 部 >					
貸 付 金	11,325,655	11,340,485	11,428,913	11,378,616	11,387,131
出 資 金	153,336	155,060	152,798	139,940	134,602
現 金 預 け 金	34,677	63,689	18,435	67,966	1,529
未 収 収 益	81,255	81,328	72,876	65,683	61,768
雑 勘 定	581	549	615	613	721
動 産 不 動 産	7,218	6,902	6,848	6,800	6,681
繰 延 勘 定	10	5	-	-	-
貸 倒 等 引 当 金	△401,819	△402,946	△401,580	△394,095	△393,445
合 計	11,200,915	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988
< 負 債 及 び 資 本 の 部 >					
借 入 金	4,365,907	4,200,459	4,020,220	3,714,803	3,306,704
債 券	25,000	25,000	10,000	-	-
未 払 費 用	17,222	16,393	15,947	13,633	13,589
雑 勘 定	2,650	651	1,032	114	325
(負 債 合 計)	(4,410,780)	(4,242,504)	(4,047,199)	(3,728,550)	(3,320,618)
資 本 金	6,704,644	6,891,244	7,065,644	7,231,508	7,390,572
積 立 金	20,667	85,491	111,325	166,062	305,464
当 年 度 利 益 金	64,823	25,834	54,738	139,402	182,333
(資 本 合 計)	(6,790,135)	(7,002,569)	(7,231,707)	(7,536,973)	(7,878,370)
合 計	11,200,915	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988

12. 連続海外経済協力勘定損益計算書

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
< 利 益 >					
経 常 収 益	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528
貸 付 金 利 息	269,047	259,672	248,333	240,360	231,892
受 取 配 当 金	2,307	3,455	5,692	7,142	15,052
一 般 会 計 よ り 受 入	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000
預 け 金 利 息	0	-	0	11	216
受 入 雑 利 息	0	0	2	1	1
受 入 手 数 料	630	686	686	561	669
外 国 為 替 益	-	-	0	0	11
出 資 金 処 分 益	-	-	-	75	14,308
雑 益	566	317	331	287	285
貸 倒 等 引 当 金 戻 入	401,962	401,819	402,946	401,580	394,095
合 計	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528
< 損 失 >					
経 常 費 用	639,690	670,115	633,253	540,615	494,195
借 入 金 利 息	121,090	103,210	88,995	80,958	68,317
債 券 利 息	740	740	610	180	-
支 払 雑 利 息	-	353	-	1	-
事 務 費	9,200	9,192	8,950	9,173	10,069
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	395	353	315	325	344
支 払 手 数 料	2,225	2,199	2,834	4,027	4,166
外 国 為 替 損	-	-	-	0	69
出 資 金 処 分 損	420	-	1,684	4,624	-
貸 付 金 償 却	103,114	146,663	127,476	46,590	17,735
債 券 発 行 差 金 償 却	5	5	5	-	-
雑 損	682	4,454	804	640	48
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	401,819	402,946	401,580	394,095	393,445
当 年 度 利 益 金	64,823	25,834	54,738	139,402	182,333
合 計	704,513	695,949	687,991	680,017	676,528

13. 海外経済協力業務実施方針

国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条第 2 項第一号の業務（以下、「円借款業務」という。）を、我が国の外交政策及びその他の関連する政策に即応しつつ、効果的かつ効率的に実施するため、同法第二十六条に基づき定める国際協力銀行の平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの海外経済協力業務実施方針を、ODA 大綱や ODA 中期政策をはじめとする政府開発援助（ODA）に関する基本方針・政策を踏まえつつ、以下の通り定めます。

＜はじめに＞

1. 円借款の意義・役割

（1）開発途上国と我が国：ODA の必要性

我が国は世界の主要国として国際社会の平和と安全の維持に大きな責務を有し、また、資源・エネルギー、食料等を海外に依存しており、国際社会の安定と持続的発展は我が国の安全と繁栄の確保にとっても極めて重要な課題です。

特に、グローバル化が進む中で生じている格差の拡大等の問題、極度の貧困等の人道的問題及び環境や感染症等の地球的規模の問題への対応、並びに紛争予防・平和構築及び民主化・人権保障の促進により、開発途上国(参考 1)がグローバル化の中で健全な成長と発展を遂げ、開発途上国の人々が健康で文化的な生活を営めることが、国際社会の平和と発展を確保する上で不可欠となっています。

我が国は、円借款を始めとする政府開発援助(ODA)を積極的に活用し、今後ともこうした問題に率先して取り組むこととしていますが、かかる取組は、貧困削減やミレニアム開発目標(MDGs : Millennium Development Goals)(参考 2)達成等への貢献を通じた国際社会からの共感と信頼の獲得、開発途上国の混乱・紛争防止等を通じた我が国自身の安全保障環境の改善、開発途上国との関係緊密化等の様々な形で我が国の安全と繁栄の確保に貢献することにより、我が国国民の利益を増進させるものです。こうした状況を踏まえ、ODA 大綱では、我が国 ODA の目的を、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けているところであり、国際協力銀行としても、円借款を中心とする海外経済協力業務の効果的効率的な遂行を通じて、かかる目的の達成に努めてまいります。

（参考 1）開発途上国の状況

開発途上国で暮らす人々は、合計約 52 億人で、地球の全人口約 61 億人のおよそ 86%にものぼります^{*1}。他方で、1 日あたり 1 ドル未満で生活する人々は約 11 億人にものぼります(参考 3)。また、開発途上国では、100 人あたり 22 人の人が

安全な水を使えない状況^{*2}にあり、中学校に進める子供は全体の6割未満^{*3}となっています。さらに、開発途上国の人々が使える電気の量の平均は、先進国の約10分の1^{*4}であり、未電化の地域も多数あります。

*1 国際連合「World Population Prospects: The 2002 Revision Database」

*2 UNICEF(国連児童基金)「2001年世界子ども白書」

*3 UNESCO(国連教育科学文化機関)

*4 総務省統計局

（参考2）ミレニアム開発目標

2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代の主要国際会議等で採択された国際開発目標とが統合されたもの。具体的には、貧困削減、保健衛生、教育等の分野において、以下のとおり、2015年までに達成すべき数値目標を掲げています。

目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅（貧困人口割合を半減）

目標2：普遍的初等教育の達成（全児童が初等教育を修了）

目標3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上（全ての教育レベルにおいて男女格差を解消）

目標4：幼児死亡率の削減（乳幼児死亡率を2/3削減）

目標5：妊産婦の健康の改善（妊産婦死亡率を3/4削減）

目標6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止（エイズの拡大を食い止め、減少に転じさせる）

目標7：環境の持続可能性の確保（安全な飲料水を利用できない人口割合を半減）

目標8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

（2）円借款の意義

①円借款の意義

円借款は我が国のODAの大きな柱として、開発途上国の経済社会開発とその経済の安定と成長に貢献しています。これまで円借款により重点的支援を行ってきたアジア地域においては、経済社会開発のための基盤整備を実施し、順調な発展を遂げてきている国々が多数見られます。なお、開発途上国における債務問題を契機として借款と贈与のあり方をめぐる国際的な議論が行われている中、世界銀行、アジア開発銀行や他国の開発援助機関とも協調しながら、借款の意義についての検討を進めているところですが、こうした円借款の意義は、次のとおりにまとめられます。

1) 開発途上国の自主性（オーナーシップ）促進：円借款は、長期・低利の貸付ですが、返済義務が伴うことから、例えば相手国は円借款事業の案件選定手続きを厳格にする等、相手国の円借款事業への自主性を強める効果があります。これは、ODA大綱にも示される「開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重」という意義にもつながります。

2) ミレニアム開発目標への対応：円借款においては開発途上国から資金が返済されることから、我が国としては、少ない国民負担で効率的に援助を実施することができます。このため、規模の大きな支援が行いやすく、ミレニアム開発目標の達成に資する開発途上国の経済成長・環境改善・社会開発等への効果が高い大型事業に対する支援も行うことができます。

3) 持続性への貢献(効果的・効率的な開発投資への貢献)：円借款の返済義務は、相手国にとっては投資コストの回収(リカバリー)を図ろうというインセンティブを持つ契機となります。このことは、相手国が開発事業の持続性を確保しようとする努力を促し、ミレニアム開発目標の達成とその持続性を確保することにもつながるものです。

4) 依存から自立への橋渡し：開発は経済・社会の変容を伴う連続したプロセスであり、開発途上国の開発資金の形態もまた、贈与に依存した形から譲許的借款の活用、そして民間投資や市場資金に基づく自立した形へ移行し、最終的には開発援助からの卒業を遂げることが望まれます。円借款は、民間資金では対応できない資金ニーズを満たすことによって、こうした移行プロセスを支援するという意義があります。なお、我が国自身が、米国や世界銀行を始めとする国際社会からの支援・融資を受けながら、戦禍で疲弊した国土の再建に努力したという歴史もあります。

5) 資金の安定性：ドナー側の事情による援助資金の増減は、開発途上国側の開発への継続した取組の障害となるという点を踏まえ、国際社会では援助資金の安定性や予測可能性を重視する議論があります。こうした中、円借款は、アジア諸国を中心として安定的で予測可能性の高い開発資金として機能してきており、また、アジア通貨危機等の状況にも、円借款であれば相応の規模をもって対応でき、国際経済社会の安定に寄与するという意義があります。

6) 我が国と開発途上国との関係強化：円借款は、我が国と開発途上国との政府間での合意に基づき、途上国の開発を効果的に支援することを通じ、かつ、我が国と途上国との間に資金の貸与、事業の実施、返済といった長期にわたる関係を設定するという仕組みとなっています。開発途上国のオーナーシップを尊重しつつ、長期的な開発や政策・制度等のガバナンスに建設的に関与することが必要となることから、開発途上国との長期的・安定的なパートナーシップを築くことができます。

②グローバル化と円借款

グローバル化は、経済規模の拡大や取引費用の逓減を通じた経済の効率化につながるものですが、それは公正な貿易や自由貿易協定(FTA)といった政策や公共投資によって促進されます。貿易・流通や投資に係る規制が緩和されたとしても、それを支えるインフラストラクチャー(以下、「インフラ」という。)や、情報や資金の流れの担い手となる人材が不足する場合にはグローバル化の便益は発現しません。このため、円借款には開発途上国のインフラ整備や人材育成の支援を通じて、経済のグローバル化を補完・促進するという役割があります。

他方で、人々が個々のレベルでグローバル化の便益を世界全体で享受するためには、資産(土地、資本、労働力)が必要となります。しかし、開発途上国の貧困層はこうした資産には恵まれていないために、グローバル化の便益を享受で

きない可能性があります。また、経済危機等のショックに対しても脆弱となる可能性もあります。このため、円借款には、貧困層が資本を得られるような支援(マイクロファイナンスや、雇用創出による現金収入源の確保)や、優れた人的資本が得られるような支援(保健、衛生、教育等の充実)、経済危機等への対応(ソーシャル・セーフティ・ネット支援等)を通じ、貧困層にとって不利な状況を是正するという役割もあります。これに相手国の政策・制度改善努力(土地制度や税制等)と組み合わせることで、貧困層がグローバル化の便益を享受できるようになります。

一層多くの国々・人々がグローバル化の流れに参加することで便益を享受できたとしても、地域間の格差や、格差の顕在化による民族・宗教・文化間の対立や紛争、感染症等の拡散、環境への負荷、エネルギー・食料・水資源・人材等の不足等、グローバル化とそれに伴う社会の急速な変容に起因する歪みの発生可能性が高くなっています。グローバル化の便益を先進諸国が先行して享受しているのに対して、必ずしもグローバル化の十分な便益を得ていない開発途上国に、グローバル化のマイナス面に対処する費用をすべて負担させることは公正ではありません。円借款には、こうした開発途上国の費用の一部を負担し、貧困層が資本を得られるような支援や、優れた人的資本を得られるような支援等を通じて、グローバル化の歪みに対処する役割もあります。

(3) インフラストラクチャー支援の意義

円借款のこれまでの特徴の一つは、支援分野として経済・社会インフラ整備を重視してきたことが挙げられます。特にインフラ整備については、開発途上国の経済成長と持続的な貧困削減にとって必要不可欠な条件であり、近年、こうしたインフラ整備の重要性がミレニアム開発目標への貢献という点から、国際社会でも見直されています。

ミレニアム開発目標は、その多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標となっています。一方で、例えば、教育・保健サービス等の安定的な提供のためには、運輸・通信インフラ整備によるアクセスの改善が必要となり、医療サービスの質の改善には電力の供給が不可欠です。また電力の供給は、薪集めの時間や家事労働の時間を軽減し、子どもが教育を受ける機会や女性が社会活動を行う機会を拡大する等、教育・保健サービスや医療サービスの質の改善に資するインフラ整備でもあります。このため、教育・保健のサービスの質の改善という観点から、効果的なインフラ整備を進めることが必要です。

他方で、こうしたサービスが提供されるためには、インフラ施設が適切に整備・運営されていることが必要です。特に、インフラは、ネットワークとして効果を拡大する性格をもつ(ネットワーク・インフラ)ものです。例えば、電力であれば、発電、送電、配電といったネットワーク、運輸であれば、国道、州道、県道といった道路ネットワーク、幹線・支線の鉄道ネットワーク等であり、通信であれば、有線・無線による基幹・地域通信ネットワーク等、上水であれば、取水、導水、浄水、送水、配水等から構成されるネットワークとなっています。このため、インフラ施設が適切にネットワークとして運営され機能することに

より、保健医療や教育等の質の向上につながり、社会サービスがより有効に提供されることとなります。また、さまざまな分野における IT の利用促進は、これら社会サービスの安定的な提供、質の向上につながります。しかしながら、インフラがネットワークとして機能するためには、施設の建設のみならず、政策・制度面（適切なインフラ整備計画等）、資金面（適切な運営・維持管理費用の確保）、技術・組織面（運営・維持管理の技術や体制等）、環境社会面に係る計画策定段階から運営・維持管理段階までの様々な課題を改善・克服する必要があります。また、貧困層へのインフラ・サービスの提供により社会的サービスへのアクセスを高めることへの配慮も必要となります。さらに、自然災害が発展の制約要因となっている地域においては、防災インフラの整備が重要となります。

ミレニアム開発目標達成のためには、円借款の供与を通じて、今後もネットワーク・インフラの適切な整備・運営を図り、開発途上国の持続的な成長を支え、同時に貧困層のインフラ・サービスへのアクセスを高めることで貧困削減を進めることが重要となります。

（４）円借款の多様性

円借款では、インフラ支援を中核としつつも、最近の開発ニーズの多様化を踏まえ、①開発途上国の貧困削減への取組に対する政策的支援(例：ベトナムにおける貧困削減支援貸付)、②人間の安全保障への取組(例：カンボジア・シハヌークビル港改修事業における周辺住民を含む事業関係者の HIV/エイズ対策への配慮)、③平和構築に向けた復興支援(例：スリランカ・北東部支援)、④世界遺産保全への支援(例：インド・アジャンタエローラ遺跡保全)といった多様な取組を行っているところです。

２．基本的方向

我が国政府の ODA 大綱・ODA 中期政策・国別援助計画等及び国内外の状況を踏まえ、我が国経済・社会との関連への配慮及び我が国の重要な政策との連携を図ることにより、政策全般との整合性を確保しつつ、円借款の有効性を高めるべく、以下の３つの基本的方向に従って円借款を戦略的に実施します。

（１）開発成果重視の取組

我が国における ODA の効果的・効率的な実施に向けた改革や、国際社会におけるミレニアム開発目標に向けた取組等から、貧困削減といった開発成果を重視する考え方(開発成果重視のマネジメント)が強まっています。他方で、こうした開発成果重視への取組に当たっては、①そもそも貧困削減に至るまでのメカニズムが十分には解明されていないこと、②開発成果等を計測するための統計データが十分には整備されていないこと、③開発成果に至るまでには相応の期

間を要すること、④ODA は相手国の開発資金の一部を構成するのみであり、なによりも相手国の自主性をもった取組により開発成果が達成されるといった状況があることが課題となっています。このため、このような課題の下、相手国の開発計画(貧困削減戦略(PRS)等)や、我が国政府の ODA 中期政策や国別援助計画、国際社会におけるミレニアム開発目標等を踏まえ、開発成果を一層重視した取組を行えるよう努めていきます。

開発成果を向上させるためには、開発事業の持続可能性(サステナビリティ)を確保するとともに、個々の開発事業がモデルかつ触媒となって、その分野の政策・制度のあり方に影響を与え、これらを改善しつつ、相手国内や他の国々への広がりをもつ反復可能性(レプリカビリティ)を伴うことも求められます。このため、次の点に取り組めます。

- ①国別の視点の強化(詳細は 5.(1))
- ②政策・制度改善への取組(詳細は 5.(1))
- ③援助協調・連携の強化(詳細は 5.(5))
- ④案件監理の充実(詳細は 5.(7))
- ⑤評価の充実(詳細は 5.(2))

他方で、限られた資源を効率的に活用しながら開発成果を向上させるという、効率性の視点も重要となります。このため、相手国や国内、国際社会での開発パートナーシップの推進を基本として、相手国の国内資源の投入、政策・制度への建設的な関与、我が国が有する優れた技術、人材及び内外の関係者の経験・知見の活用等を通じて、限られた資源の効率的活用を図るよう取り組めます。

(2) 中長期的な取組

開発は相手国の経済・社会の変容を伴う連続したプロセスであると同時に、中長期的な取組となります。このため、開発成果を重視した取組に当たっても、成果が実現するために時間がかかることを考慮する必要があります。このため、相手国の開発ニーズの変化等を踏まえ、円借款事業におけるプロジェクトサイクルにおいて中長期的視野を踏まえた案件形成や案件監理といった対応を行います。

(3) 開かれた円借款への取組

円滑かつ適正な業務運営を行うためには、円借款業務の説明責任や透明性を高めることが必要であり、開かれた円借款業務の推進が重要となります。また、このことは、相手国の開発に継続的に取り組み、開発成果を向上させていくためにも不可欠なものとなります。このため、情報公開、開発教育、評価の充実、広報や国民参加の促進等に取り組めます。また、開発途上国にとって円借款の意義や役割が理解されるよう地域住民を含めた現地広報も重視します。

3. 重点分野

(1) 貧困削減への支援

①課題

開発途上国の人々が健康で文化的な生活を営めるようにすることが、国際社会の安定と平和のためには不可欠です。しかし、開発途上国では、1日1ドル未満の所得水準で生活をしている人々が11億人(2001年)、アジア地域では7億人を超える人々がいます(参考3)。こうした状況を受け、国際社会では、2000年9月の国連ミレニアム・サミットを経て設定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の第一目標として、「2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を1990年と比較して半減させる」としています。

これは貧困を経済的側面から捉えたものですが、貧困という状況を社会的・制度的な側面から見ると、ジェンダー格差があることや開発プロセスへの参加が不十分であるという問題もあります。貧困層は、経済危機、紛争、災害、感染症等の外的ショックに対して十分なリスク回避手段を有していないことが多く、こうしたショックにより急激な貧困の悪化を招きかねないという面もあります。

ミレニアム開発目標には、目標2から目標6(参考2)のように教育・保健といった社会セクターに関する目標が多く含まれています。一方で、例えば、教育・保健サービスを受けるためには、運輸・通信インフラ整備によるアクセスの改善が必要となり、医療サービスの質の改善には電力の供給が不可欠です。また電力の供給は、薪集めの時間や家事労働の時間を軽減し、子どもが教育を受ける機会や女性が社会活動を行う機会を拡大する等、教育・保健サービスや医療サービスの質の改善に資するインフラ整備でもあります。このため、教育・保健のサービスの質の改善という観点から、効果的なインフラ整備を進めることが必要です。

また、開発途上国における貧困人口の約75%は、農村部に居住している(参考4)ため、農業部門の成長と生産的な就業機会の創出を通じた農村貧困の克服は、格差の是正を含めた貧困削減にとって重要な課題となっています。加えて、農村から都市へ所得獲得機会を求めて人口流入が生じており、農村貧困と都市貧困は密接に関連しているため、スラム化等の都市貧困問題への対応も課題となります。

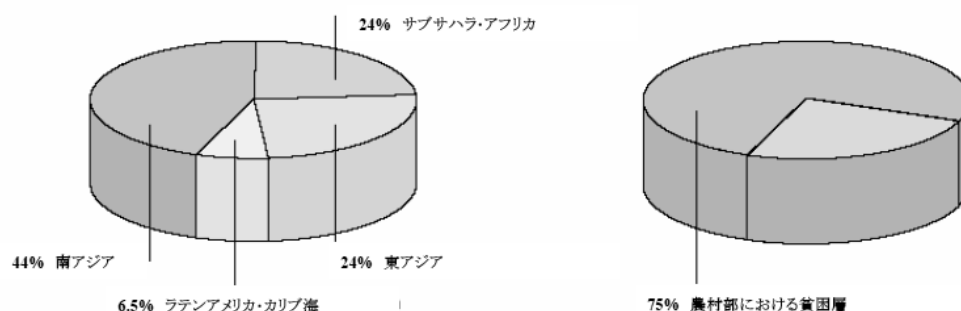
(参考 3) 開発途上国の貧困状況

表 地域別貧困人口：1990－2001年

地域	1日1ドル未満で生活する人々(百万人)			
	1990年	構成(%)	2001年	構成(%)
東アジア・大洋州	472	39%	284	26%
欧州・中央アジア	2	0%	18	2%
ラテンアメリカ・カリブ	49	4%	50	5%
中東・北アフリカ	6	0%	7	1%
南アジア	462	38%	428	39%
サブサハラアフリカ	227	19%	314	29%
合計	1,219		1,101	

(出所:世銀World Development Indicators 2004)

(参考 4) 農村貧困の分布



(出所)IFAD Rural Poverty Report 2001

②支援の方向性

円借款では、従来から貧困削減への取組を行ってきているところですが、ミレニアム開発目標(目標 1 から目標 6)の達成への貢献の必要性も念頭に、引き続き貧困削減への取組を強化します。アジアでの開発の経験が示すとおり、経済成長による雇用創出等が生活水準の向上をもたらすことから、貧困削減のためには経済成長が不可欠です。このため、貧困削減に資する持続的な経済成長への支援を継続します(持続的な経済成長に向けた取組は「(2)持続的成長に向けた基盤整備」にて記述します)。一方、経済成長の効果が貧困層に着実に届くための支援もまた重要であり、「人間の安全保障」という視点を踏まえ、貧困層が貧困という脅威から保護(プロテクション)され、自らが選択・行動できる能力を発揮(エンパワメント)できるようにする必要があります。これらの課題を踏まえ、具体的には、次のとおり貧困削減に取り組みます。

<具体的な取組>

- 1) 貧困削減への取組に当たっては、円借款は相手国の開発資金の一部を構成するのみであることを踏まえ、貧困層への支援を行うに当たり、モデル性が高く、相手国での反復可能性(レプリカビリティー、ある事業の成功が後続事業を誘発するようなこと)に資する事業に取り組みます。

- 2) 貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理、ジェンダー等の諸要因が複雑に絡み合っているため、多様な各国の状況を踏まえつつ、貧困の状況や貧困層のニーズ把握に努めます。その一助として、貧困状況に係るデータ収集の充実・強化に努め、また開発事業が貧困削減に与える効果の測定手法の開発に努める等、分析手段を充実させることとします。また、こうした分析を踏まえつつ、相手国の貧困削減戦略(PRS)の作成過程での助言等にも取り組みます。
- 3) 貧困層の生活の質を向上させる(教育サービスや医療サービスの改善等)ためには、教育・保健に対する直接的な支援を重視するとともに、運輸・通信・電力・水といったインフラ・ネットワークも考慮しつつ、貧困層のサービス・アクセスを高め生活の質を向上させるようなインフラ支援を重視します。このため、上記 2)の分析を踏まえつつ、貧困層が多く居住している地域での事業実施(地理的ターゲティング)等、貧困層が受益者となる(ターゲティング)よう努めます。また、貧困層が自然災害・経済危機等の外的ショックに対して脆弱である点を踏まえ、セーフティーネットの構築といった政策・制度面での取組に加え、災害リスクへの回避手段等を講じるべく、防災関連インフラ整備等の支援を重視します。
- 4) 多くの貧困層を抱える地域における支援、例えば農村部での基盤整備(灌漑、農村道路、農村電化、上下水道施設の整備等)、都市貧困対策(スラムを含む都市開発、居住環境改善等)、小規模金融(マイクロファイナンス)等、貧困層の雇用・所得の機会増大のための支援を重視します。また、こうした支援に当たり、貧困層の参加にも取り組みます。

(2) 持続的成長に向けた基盤整備

①課題

貧困削減を持続可能なものとするためには、持続的成長を通じた雇用・所得機会の増加が必要となります。また、ミレニアム開発目標の目標 2 から目標 6(参考 2)のような教育・保健といった社会セクターに関する目標についても、相手国政府の公共支出が必要となりますが、そのためには持続的成長を通じた財政強化が基本となります。この持続的成長には民間セクターの役割が重要となりますが、開発途上国では、こうした民間セクターの活動基盤となる経済・社会インフラ(運輸・物流、エネルギー、情報・通信、灌漑、上下水道等の施設・設備)が不足しており、その整備が重要な課題となっています。

これら経済・社会インフラが有効に機能し、持続的成長を遂げるためには、マクロ政策、市場制度、セクター制度、制度金融といった政策・制度面の役割が重要となっています。健全な政策・制度面の整備により投資環境が整うことで、持続的な民間投資の呼び込み、貿易活性化にもつながり、持続的成長を促進することになります。インフラ整備に当たり、国やセクターによっては民間部門の役割が強まっており、民間セクターの参入等を図る、適切な官民パートナーシップ(PPP : Public Private Partnership)の構築が重要となっています。さらに、インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで効果を発揮する場合もあり、地域全体の

発展という観点(地域公共財としての視点)も課題となります。

持続的成長のためには、インフラ整備に伴う環境社会面への負の影響を回避又は軽減することが課題となっています。また、開発途上国においては、都市部と農村部との所得水準、生活水準等の地域間格差が拡大しつつあり、こうした格差の是正は持続的成長に貢献することが広く知られています。地方分権化といった開発途上国側の取組に当たっても、この格差拡大の問題への配慮が必要となります。

②支援の方向性

これらの課題を踏まえ、円借款では、具体的には、次のとおり持続的成長に向けた基盤整備に取り組みます。

＜具体的な取組＞

- 1) 開発途上国のニーズの高い経済・社会インフラ(運輸・物流、エネルギー、情報・通信、灌漑、上下水道等)を引き続き整備し、持続的成長を促進するための支援を実施します。支援に当たっては、投資環境整備、経済連携(EPA)への貢献、外貨獲得能力の向上、インフラ支援における官民パートナーシップ(PPP)等を重視します。また、ネットワーク・インフラ整備のボトルネックと民間部門のニーズに配慮しつつ、民間資金・OOFとの相互補完・役割分担に努めます。
- 2) インフラ整備支援に当たっては、支援の効果を向上させるために、各国の状況を踏まえ、大学等の研究機関とも連携しつつ、我が国の有する優れた技術・人材・経験・知見も活用した政策・制度の改善、運営・維持管理体制の改善に向けて支援を行います。さらに、相手国のニーズ等の状況に応じ、IT基盤の整備や、ITを活用した効率的な行政システムや運営・維持管理体制等の構築にも支援を行うとともに、開発途上国と先進国の情報格差(デジタル・デバイド)を是正し、開発途上国の持続的成長を促すため、アジア全域での高度情報通信ネットワーク社会構築に積極的に貢献します。
- 3) 地域レベルの貿易・投資の促進は、技術移転の促進や資金動員を容易にするため、国や地域にまたがる地域公共財としての広域インフラ整備の支援も重視します。
- 4) 経済発展が進んだ国も含めて、格差是正への取組が重要であり、地方の特性を活かした地方開発(地方都市における経済・社会インフラ整備、都市部と地方部の結びつきを強める基幹インフラの整備、居住環境整備、経済活動(投資)環境の整備、分権化に伴う制度支援)を重視します。

(3) 地球規模問題・平和構築への支援

①課題

地球温暖化・酸性雨・生物多様性の減少等の環境問題、紛争問題、エネルギー問題、食料問題、水問題、人口問題、災害、HIV/エイズ等の感染症の問題は、我が国を含む国際社会に重大な影響を及ぼしうるものであり、国際社会の安全と繁栄を実現する上での課題となるものです。また、最近では、人類共通の遺産とされる世界遺産の保全等もまた新たな課題となっています。

中でも、地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスにより地球全体としての温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な問題の一つとなっています。京都議定書が採択されたCOP3(京都会議)の議長国である我が国自身にも、京都議定書の約束(温室効果ガスを1990年比で6%削減)の履行にむけた課題が残されています。

経済成長に伴い、産業活動や都市生活から生じる大気汚染、水質汚濁、廃棄物等の公害の発生や都市人口の増加等に伴う都市環境の悪化が深刻化しています。持続的成長のためには、インフラ整備に伴う環境社会面への負の影響を回避・軽減するとともに、環境改善への取組を通じて、環境と開発の両立を図ることが課題となっています。

また、地震や津波による災害は、2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害に見られるように、国境を越えたレベルでの被害をもたらすものであり、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や再発防止・予防といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が課題となっています。

さらに、地球規模問題の中でも、紛争問題については各地で多く発生しており、人々が「平和の配当」を享受するためにも、また、貧困削減・持続的成長を進める前提として、平和の構築が特に重要な課題となっています。

②支援の方向性

これらの課題に対し、個々の円借款での取組のなかでの対応を明らかにしつつ、以下を重点として効果的な支援を進めます。

<具体的な取組>

- 1) 地球環境問題に対しては、イ)再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減(CDM・JI 案件の積極的な発掘・推進など京都メカニズム活用のための支援も含む)、気候変動による悪影響への適応(気象災害対策を含む)等の「地球温暖化対策」、ロ)自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理等の「自然環境保全」への支援を行います。
- 2) 環境と開発の両立を図るため、インフラ整備に伴う環境社会面への負の影響の回避・軽減に配慮するとともに、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物管理等の環境改善・公害防止への支援も重視します。これらの支援に当たっては、我が国の環境改善・公害防止に関する技術や経験の積極的な活用を図り、我が国の地方自治体等との連携を強化することに努めます。
- 3) 防災関連の支援では、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や再発防止・予防という視点も重視します。これらの支援に当たっては、我が国の防災に関する技術や経験の積極的な活用を図り、我が国の地方自治体等との連携を強化することに努めます。
- 4) 平和構築に当たっては、各国又は地域の政治・社会・歴史・文化・宗教といった個別状況を十分に踏まえつつ、イ)紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては紛争予防・再発防止のための支援、ロ)緊急支援からの連続性を踏まえつつ、平和を定着させるための中長期的な復興支援、ハ)地域の安定を念頭に置いた周辺国支援を重視します。また、受益

者が特定の集団に偏ること等によって生じる紛争の回避等の予防への配慮も行います。

- 5) エネルギー、食料、水、人口、感染症といった問題については、国際的な取組に参加し積極的に貢献するとともに、引き続き円借款による効果的な支援に取り組みます。特に、水問題については、2006年に開催される世界水フォーラム等での本行の知見発信に向けて取り組みます。また、HIV/エイズ等の感染症に対しては、インフラ整備事業における対応を強化します。
- 6) 世界遺産等の問題については、保存工学といった専門的知見、ユネスコとの協定に基づく連携等を活用しつつ、遺産保全と開発の両立を踏まえた取組を行います。

(4) 人材育成への支援

①課題

人材育成は、個々の人間の政治・社会参加や所得向上を促進するために不可欠であり、開発を支える幅広い人的資本の確保という点や、またインフラ整備の効果を向上させるという点から、持続的成長を図る上での根幹を成すものです。人口を多く抱える開発途上国においては、こうした人材育成を通じた人的資本の充実が経済社会発展を遂げる上での大きな課題となっています。また、教育を通じた人材育成は、人間の能力を高める(エンパワメント)上での課題ともなります。

初等・中等教育や基礎的な職業訓練等の普及は、生活に必要な基本的な知識と技能を学び、雇用機会を拡大させることを通じて貧困削減を促す上での課題となります。また、保健や環境に関する基礎的な教育を通じ、健康状態の改善、人口増加の抑制、環境保全等の課題に効果的に対応することができます。さらに、高等教育や、職業訓練を含めた技術教育の普及は、開発途上国が経済の高度化と国際化への対応を進める際の課題となるものです。

また、「人材育成への支援」は、他の3つの重点分野である「貧困削減への支援」、「持続的成長に向けた基盤整備」及び「地球規模問題・平和構築への支援」に取り組む際の土台となるものであり、円借款の支援効果を高めるものです。したがって、教育を通じた人材育成のみならず、技術移転や訓練等を通じた総合的な人的能力の向上(キャパシティ・デベロップメント等)が課題となっています。

②支援の方向性

これらの課題を踏まえ、円借款では、具体的には次のとおり人材育成に取り組みます。

<具体的な取組>

- 1) 従来から円借款により留学生、教育プログラム、校舎建設等の支援を実施してきていますが、引き続き、初等教育から高等教育、職業訓練等の人材育成への支援を行います。教育分野の支援に当たっては、我が国の経験等を活用するため大学等と連携しつつ、開発途上国の教育制度の整備・改革等に配

慮します。また、本邦への留学生に対する支援等において我が国に対する理解の促進への配慮も行います。また、投資環境整備にもつながる中小企業や情報通信等の様々な分野における産業人材の育成を支援します。

- 2) 教育以外の支援に当たっても、円借款事業の案件形成から案件監理までの様々な段階において、調達、債務管理、評価といった面での技術移転や訓練等、キャパシティ・デベロップメントを通じた人材育成に努めます。
- 3) また、人材育成の重要性にかんがみ、インフラ整備等への支援においても、教育サービスの質の改善という観点に立った効果的な支援を行います。

4. 重点地域及び地域・国別方針

円借款による支援対象地域としては、我が国と地理的・歴史的・経済的その他あらゆる面で特に緊密な関係を有しており、我が国の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジア地域を引き続き重点地域とし、ODA 大綱、ODA 中期政策、国別援助計画等を踏まえつつ、地域・国別方針に従って重点的に支援を行うこととします。

(1) アジア

(イ) 東アジア地域及び東南アジア地域

東アジア・東南アジア地域は、我が国にとり、近隣諸国として歴史的に緊密な関係を有しているのみならず、政治・経済両面において密接な相互依存関係を有しており、最近では特に自由貿易協定(FTA)を軸とする経済連携協定(EPA)に向けた動きもあり、その相互依存関係が拡大・深化しています。こうした中、円借款は、同地域の経済発展を支援し、その開発において大きな役割を担っています。今後は、より効果的な円借款事業を実施するため、資金面での協力に加え、各開発途上国との政策対話を通じ、開発政策の企画立案から実施にいたるまで、より積極的に我が国の経験・知見を活用しつつ知的協力・技術支援を行い、同地域全体の持続的成長の実現と同地域との関係強化に貢献します。

同地域におけるメコン地域は、人口 2.5 億人を擁する開発潜在力が大きい地域です。円借款ではメコン地域の持続的成長と貧困削減に貢献する広域的なつながりをもつ支援、経済格差の解消に役立つ支援を重視します。

①インドネシア

インドネシアは、アジア通貨危機への対応という安定化の段階から成長の段階へと移行しつつあり、それに不可欠な投資環境整備のための経済インフラ整備を重点分野とするとともに、既往案件の円滑な実施を重視します。あわせて、人材育成分野や、財政の持続性の維持等各種改革の促進への貢献を図ります。支援の実施に当たっては、改革の実施状況に留意します。また、地方分権化の動向を注視しつつ、他の援助機関と協調し借入国との政策対話を深めるとともに、地方分権化の下での実施体制強化等に対する知的協力・技術支援を重視しま

す。また、2004 年 12 月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害の被災地等において、公共インフラ等の復旧・復興対策に積極的に取り組むとともに、再度災害を防止するため、災害に強いインフラ整備を支援します。

②中国

中国は、沿岸部を中心に著しい経済発展を遂げています。その一方で、急激な経済成長に伴う地域間格差の拡大、環境問題・感染症といった我が国にも直接影響が及ぶ問題が発生していることを受けて、当面の間、内陸部を中心とした環境保全及び人材育成を重点分野としつつ、案件形成から実施・評価の段階にかけて、我が国の地方自治体、大学等との連携を通じた我が国の経験・知見の活用等、本行ならではの知的協力・技術支援に取り組めます。

③タイ

タイは、高い経済成長を遂げる一方で、都市環境の悪化への対応、地域間格差・所得格差の是正、人材の育成という課題を抱えています。こうした状況から、環境改善を含めた都市機能の整備、地方開発の促進、人材育成を重点分野とします。こうした支援に当たっては、地域住民、利害関係者との合意形成に十分留意するとともに、これらの点についての配慮をタイ政府や事業実施機関に促します。また、地方開発等に対する知的協力・技術支援を重視します。

④フィリピン

フィリピンは、貧困削減を目標とし、持続的成長と地域間格差是正に取り組んでいます。これを踏まえ、成長の制約要因となっている経済インフラ、具体的には、電力分野や運輸部門の改善支援等、防災を含む環境保全対策への支援、農業・農村開発等に代表される貧困削減・格差是正策を重点分野とします。また、人材育成への支援も重視します。こうした支援に当たっては、既往案件の適切な監理を行うとともに、ニーズの精緻な把握に努め、現地事情に精通した現地 NGO との連携を推進します。また、地方分権化の推進等、新たな制度づくりに対する知的協力・技術支援を重視します。

⑤ベトナム

ベトナムは、国際経済への統合も踏まえた金融セクター改革、国有企業改革等による市場経済化の推進、近年の経済成長下で拡大する所得格差の是正、一層の貧困削減、環境問題への対応等の開発課題を抱えています。こうした課題への取組を促すため、「民間セクター振興を念頭に置いた持続的経済成長と国際競争力強化」及び「地域間格差是正・貧困削減・生活改善」を支援の両軸とし、横断的課題である「政策・制度改善」、「経済インフラ整備」、「環境対策」及び「人材育成」への支援を重点分野とします。また、支援に際しては、他ドナーとの協調や我が国及び現地ステークホルダーの幅広い参加等、開発パートナーシップの促進を図ります。

⑥マレーシア

マレーシアは、中進国と位置付けられていますが、持続的な発展を続けるた

めには、急速な経済成長に伴って生じた歪みの是正に十分対応していく必要があります。本行は、そのような課題に対し、環境改善、所得格差是正、及びこれらに資する人材育成等を重点分野とします。こうした支援に当たっては、事業の環境・社会への影響についての配慮、利害関係者との対話等をマレーシア政府や事業実施機関に促します。また、人材育成等に対する知的協力・技術支援を重視します。

⑦モンゴル

モンゴルは1990年に民主化、市場経済化への道を歩み始めましたが、社会主義国家時代に有した市場の喪失、輸出を支える鉱物資源や農畜産物等の一次産品の国際価格低迷等により国内経済は依然として低い水準にあり、首都ウランバートルと地域間の経済格差も拡大しています。こうした中、産業振興支援及び産業振興に不可欠な経済インフラの整備を重点分野とします。その際、持続的成長を通じた貧困削減を目標に市場経済を担う制度整備、人材育成、地方経済の底上げ及びセクター改革のための知的協力・技術支援にも取り組みます。

⑧カンボジア

カンボジアは、1991年のパリ和平合意以後、1997年には政治的対立による武力衝突が発生したものの、現在は安定した経済成長を維持しています。他方、2004年にはWTO加盟を果たし、これにより国際経済への統合が益々進みつつあります。こうした中、首都プノンペンとシハヌークヴィルを中心とする地域を成長回廊地域として位置付け、同地域における民間経済活動の活性化のためのインフラ整備及び政策制度改善、また、同国の貴重な外貨収入源である観光産業の持続的な発展に資する基盤整備を重点とした支援を実施します。その際、メコン地域開発の観点から広域的な広がりを持つ支援を重視するとともに、アジア開発銀行(ADB)・世界銀行や我が国の技術協力・無償資金協力等、民間セクターとの幅広いパートナーシップによる支援を図ります。

⑨ラオス

ラオスは、1986年に改革開放政策を採用し、近年は安定的な経済成長を実現しています。こうした中、インフラ整備及び政策・制度改善を通じ、民間投資・貿易や観光開発を促進し、外貨獲得・節約や政府の歳入増加に資する支援、インフラの効果的利用に資する支援を実施します。その際、メコン地域開発の観点から広域的な広がりを持つ支援を重視するとともに、アジア開発銀行(ADB)・世界銀行や我が国の技術協力・無償資金協力等、民間セクターとの幅広いパートナーシップによる支援を図ります。

(ロ) 南西アジア地域

南西アジア地域は5億人を超える世界最大の貧困人口を抱えており、MDGsの達成に向けた努力が重要となるとともに、エネルギー、食料、水資源、環境等のグローバル・イシューに大きなインパクトをあたえる重要な地域です。また、インド洋が我が国に不可欠なシーレーンであること等にかんがみても、様々な宗教がひしめく同地域の開発と安定は重要です。既にアセアン全体を上回る

中間層を抱え、巨大な新興市場を形成しつつある同地域の国際経済上のプレゼンスも高まってきています。さらに、同地域では人口約 14 億人の非常に大きな潜在的市場を有しているのに対し、電力・運輸等の経済インフラの未整備等を起因として、直接投資は相対的に低い水準にとどまっていることから、民間活動の活発化及び投資促進が課題となっています。加えて、2004 年 12 月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害の被災地等における復興支援等も課題となっています。このため、同地域の貧困削減、持続的成長、地球規模問題への対応の支援を強化していくとともに、知的協力・技術支援を通じて同地域と我が国の交流促進にも努めます。

また、スリランカ、アフガニスタン等における平和の定着は同地域の安定に大きく貢献するものであり、平和構築・復興支援に努めていきます。なお、事業実施に当たっては、各国との対話を通じて、政策・制度改善に対する知的協力・技術支援を重視します。

①インド

インドは、世界の貧困人口の約 3 分の 1 が集中し、膨大な開発需要を抱えており、また、地域間格差も拡大する傾向にあり、インド政府は衡平かつ持続可能な成長を第 10 次 5 ヶ年計画の目標に掲げています。これらを踏まえ、同国への円借款業務においては、持続的な成長を通じた貧困削減を図ることを目標とし、経済インフラの整備、貧困層が裨益する地方開発、環境問題への対応を重点分野とします。これらの支援に当たっては、組織・人材の能力強化や政策・制度改善等の知的協力・技術支援に努め、国際機関との連携とともに、我が国企業、地方自治体及び大学等有する経験・知見の提供を図り、円借款事業を日印交流の重要なツールとして活用するよう努めます。

②パキスタン

パキスタンは、1 億 4800 万人もの人口を有する大国であり、穏健なムスリム国家として地域・国際社会の安定に重要である一方、貧困削減、経済成長の加速、ガバナンスの改善といった開発課題を抱えております。このため、人間の安全保障の確保と人間開発、健全な市場経済の発達、バランスの取れた地域社会・経済の発達に資する分野を重点分野とします。こうした支援に当たっては、分野横断的なイシューとして、ジェンダー、環境、ガバナンスに十分配慮しつつ、我が国の経験・知見を積極的に活用するとともに、知的協力・技術支援に取り組みます。

③バングラデシュ

バングラデシュは近年一定の経済成長を達成しているものの、依然として大規模な貧困層を抱え、貧困削減が最大の課題となっております。MDGs の達成を視野に、所得向上、経済成長促進のための基幹経済インフラ整備支援、より直接的な貧困削減策に資する農業・農村開発支援を重点分野とします。支援に当たっては、ガバナンス問題への取組に配慮するとともに、政府との政策対話の強化や、我が国の技術協力・無償資金協力等、国際機関及び NGO との連携強化を図ります。なお、事業の形成、実施に当たっては知的協力・技術支援と

もに、政策制度改善コンポーネントの組込みに努めます。

④スリランカ

スリランカでは2002年に約20年に及んだ民族紛争の停戦が合意されており、平和の定着、紛争により破壊された北・東部の復興、持続的経済成長、貧困削減が重大な課題となっております。このため、平和構築支援、地域や民族のバランスを考慮した北・東部を中心とした復興支援、民間主導による持続的経済成長を目的とした経済インフラ整備、産業育成、貧困層への支援を重点分野とします。その際、他ドナーとの援助協調、NGOとの連携強化を通じた住民参加の促進、現地機能の活用等を通じて支援の効率性・持続性の更なる向上を図ります。また、電力・運輸等重点セクターを中心に、プロジェクト型及びプログラム型支援を通じた政策・制度改善及び知的協力・技術支援による政策制度改善を積極的に行います。また、2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害の被災地等において、公共インフラ等の復旧・復興対策に積極的に取り組むとともに、再度災害を防止するため、災害に強いインフラ整備を支援します。

(ハ) 中央アジア・コーカサス地域

域内の平和と安定が、ユーラシア、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にとり極めて重要であるとの認識の下、我が国政府も関係強化を図っている中央アジア・コーカサス地域においては、老朽化した経済社会インフラの更新・整備、市場経済化に伴う所得格差・都市と農村の格差等の負の影響の克服、貧困削減等が重要課題です。内陸地域であることや自然環境の厳しさ等の制約にかんがみ、水やエネルギーの有効活用、運輸基盤の効率化、市場経済化に対応する人材育成を重点分野とします。支援に当たっては、国際機関等とも協調しつつ、政策や制度、運営組織の改善・強化等への知的協力・技術支援や、地域協力の推進に配慮します。

(2) 中近東・アフリカ・中南米・欧州

(イ) 中近東地域

中近東地域全体の安定は、エネルギー輸入依存度の高い我が国にとって極めて重要な課題です。また、同地域は国際社会全体の平和と安定の観点からも重要です。このため、高失業率といった社会不安定化につながる問題に取り組むべく、各国の事情に応じて、貧困削減や持続的成長に向けた経済・社会インフラ整備を重点分野とします。これに加え、同地域では政治経済情勢等不安定要因もありますが、イラクに対する支援を積極的に進める等社会的安定と平和の定着に向けて中長期的な復興支援に重点的に取り組んでいきます。また、こうした支援に当たっては我が国の技術協力・無償資金協力等や国際機関等との連携も重視します。

（ロ）アフリカ地域

サブサハラ・アフリカ諸国の多くは、極度の貧困、重債務、経済規模の小ささ、投資環境の未整備等の開発課題に加え、脆弱なガバナンス等の構造課題や頻発する国内紛争問題を抱えています。このような状況を踏まえ、円借款による支援は、サブサハラ・アフリカ経済の中で重要な位置を占める南部アフリカ地域を中心に、債務返済能力とガバナンスが比較的良好な国に対して重点的に行い、対象分野としては、国境を越えた広い地域に裨益する経済社会インフラ整備、民間セクター及び農業セクター開発等を重点とします。他方、債務返済能力の低い国に対しては行財政管理能力等の強化に資する技術支援を重点的に行います。また、ポストコンフリクト国支援の可能性も模索します。こうした支援に当たっては、国際機関・二国間援助機関、地域開発銀行、JICA 等との連携・協調を進め、本行支援の比較優位に基づく支援を行っていきます。

北アフリカ諸国は、欧州及び中東地域との密接な経済関係のもとにアフリカ諸国の中でも安定的な発展を遂げており、アラブ地域の安定にも貢献しています。これらの国は、堅実な政策運営を行っていますが、各国とも投資環境の整備、産業競争力の強化への対応といった開発課題を抱えています。このため、投資環境整備を含む経済社会インフラ整備、産業育成、環境問題への対応等を重点分野とします。

①モロッコ

モロッコは、投資環境の整備、産業競争力強化を国の優先課題とし、また従来から希少な水資源の開発・管理、地域間格差是正を開発課題としています。このため、運輸、電力、上下水、観光等の経済社会インフラ整備、人材育成、環境問題への対応等を重点分野とします。こうした支援に当たっては、国際機関及び他国の二国間援助機関との連携・協調を進めます。また、再生可能エネルギー分野等での知的協力・技術支援を重視します。

②チュニジア

チュニジアは、投資環境の整備、産業競争力の強化を国の優先課題とし、従来からの希少な水資源の開発・管理、さらに環境保全の強化を開発課題としています。このため、運輸、上下水、観光等の経済社会インフラ整備、中小企業支援、人材育成、環境保全への対応等を重点分野とします。こうした支援に当たっては、国際機関及び他国の二国間援助機関との連携・協調を進めます。また、産業競争力の強化のための知的協力・技術支援を重視します。

③エジプト

エジプトは、中近東・アフリカ地域と周辺地域の安定・発展のために重要な役割を果たす一方、持続的な経済成長、貧困削減、失業対策、地域間格差是正、環境保全といった開発課題を抱えています。このため、経済・社会基盤整備、産業育成、雇用機会創出、貧困削減、環境問題への取組を重点分野とします。こうした支援に当たっては、他ドナー等との協調、我が国の技術協力・無償資金協力等との連携等を重視します。

(ハ) 中南米地域

中南米地域では、アマゾン等での貴重な生態系破壊や都市における大気汚染、水質汚濁等が深刻化しており、環境保全のための事業に対する支援を重視します。また、同地域においては依然として国内における地域間の経済格差や所得格差が大きく、それらを是正するための経済社会インフラ整備、人材育成、雇用・治安の回復、貧困削減に対する支援を重視します。さらに、同地域では、地域統合を推進することが今後の経済社会発展の鍵であると考えられることから、地域統合イニシアティブに対する支援を重視します。こうした支援に当たっては、各国固有のニーズや実情、地域統合の動向を考慮しつつ、国際機関、二国間援助機関やその他のステークホルダーとの連携・調整を図るとともに知的協力・技術支援にも積極的に取り組みます。

ペルー

ペルーは、経済・財政再建に積極的に取り組んだ成果が現れ、マクロ経済は良好な状況にあります。しかし、貧困層は依然として人口の半分以上を占め、特に山岳部、アマゾン地域、さらにはリマ市等都市周辺において深刻な問題になっています。財政再建の下で公共投資が抑制され、民間投資も伸び悩む中、インフラ整備資金が不足している点を踏まえ、引き続き経済インフラに対する支援を継続するとともに、都市部での上下水道整備や地方のコミュニティレベルでの社会開発支援等、貧困層の生活状況を直接的に改善する事業にも取り組んでいきます。またペルー政府が重点を置いている民活導入や地方分権化を円滑に進めるための支援を行っていきます。事業の実施に当たっては、世界銀行や米州開発銀行等とも十分な連携を図り、ペルー政府との対話等を通じ、きめの細かい案件監理を行っていきます。

(二) 欧州地域（中東欧地域）

欧州地域は、EU 拡大に伴い、世界経済の中での同地域の重要性が増す中、我が国にとっても、EU 周辺国との関係強化、また旧紛争地域の政治的安定が、より重要となっています。同地域において、比較的市場経済移行が進んだ国では EU 加盟に向けた制度改革や貿易・投資促進に資する経済社会インフラ整備、また旧紛争地域では平和構築を側面支援する域内インフラ整備等が優先課題となります。このため各国の状況や政策を踏まえつつ、上記インフラの整備及び地域共通の優先課題である環境対策を重点分野とします。これら支援の実施においては、EU や世界銀行、欧州復興開発銀行等の国際機関と緊密な連携を図り、また特に旧紛争地域では民族問題や経済格差等に十分配慮することとします。

5. 配慮すべき事項

今後の業務運営に当たっては、特に、以下の事項に配慮します。

(1) 政策・制度改善への取組と現地機能の強化

開発途上国の開発ニーズは、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景や自然環境等により異なります。相手国が開発成果を向上させるためには相手国のオーナーシップがなによりも重要であるため、開発途上国との交流を通じ蓄積されてきた知見に基づいて、こうした各国の多様性を踏まえた分析(国別調査等)を十分に行います。また、相手国の貧困削減戦略(PRS)に沿った相手国の開発計画や、それをサポートする国別援助計画に明確に位置付けられた事業を実施し、支援における国別の視点を強化します。

開発成果の向上のためには、開発事業の効果が持続的に発現することが必要であり、政策・制度の果たす役割が重要なものとなります。円借款業務を効果的・効率的なものとし、持続可能な開発を実現するため、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めた政策・制度の改善のための努力を支援します。かかる政策・制度改善への取り組みに当たっては、国毎の開発政策や経済社会状況をきめ細かく把握し、各国の開発ニーズや我が国の他の援助スキームとの連携を含め援助需要を適切に把握することが必要となります。このため、①国別・セクター別分析の充実と政策対話の強化、及び相手国の政策・制度立案能力の育成、②プロジェクト支援やプログラム支援によるセクター面等における政策・制度ガバナンスの改善、③有償資金協力促進調査(SAF)や開発政策・事業支援調査(SADEP)等による知的協力・技術支援の実施、④調達監理や債権管理等を通じた相手国の事業実施運営能力(調達監理能力、債務管理能力等)の育成等に取り組みます。また、現地 ODA タスクフォースへの積極的な参加、現地関係者や国際機関等の他ドナーとの幅広い対話等による現地機能の強化とともに、東京と現地との連携強化に努めます。

(2) 評価の充実(開発成果重視)

円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民に対する十分な説明責任を果たすため、国際的基準に基づき、定量的な指標を活用した事前から事後までの一貫した評価を実施していきます。すなわち、事後評価については、全事業について、外部評価者による段階評価を含む評価結果と、開発途上国の有識者からの第3者意見の公表を続けます。今後、評価体制をより充実させるべく、事業計画の妥当性、有効性に着目して検証を行う「中間レビュー」、円借款事業の有効性、インパクト、持続性等について検証を行う「事後モニタリング」の試行的な導入を進めます。こうした評価結果から得られる経験・教訓を、開発途上国を含め幅広く共有することで開発事業の改善を図っていきます。

また、大学等との連携による外部の知見活用や、成果の測定・分析に関する新たな評価手法の導入等、評価の質の向上に取り組みます。さらに、開発途上国

との合同評価等を通じて、開発途上国のオーナーシップ強化と評価能力向上を図り、長期的には開発途上国自身による評価を目指します。

（３）環境社会配慮・男女共同参画

開発途上国が持続可能な経済・社会の発展を実現するためには、環境配慮・社会配慮を図ることが必要です。このような観点から、国際協力銀行では「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を策定しており、これに基づき、全ての新規案件について社会面を含む環境審査を行い、その結果を公表しております。引き続き、円借款の実施に当たっては、環境や社会面での十分な配慮が確保されるよう、同ガイドラインに基づく手続きをとるとともに、開発途上国政府や事業実施機関に適切な環境社会配慮や利害関係者との対話等を促します。また、貧困層、少数民族等の社会的弱者への配慮の一層の充実に努めます。

特に、開発途上国の女性は、貧困層に多く含まれること、就業機会や教育・保健医療サービス等へのアクセスが制限されやすい立場にあること等を踏まえ、男女共同参画の視点を重視し、男女がともに開発へ積極的に参加し、開発による受益を確保できるよう十分配慮するとともに、女性の地位向上に資する取組も行います。

（４）債務状況への取組

重債務貧困国(HIPCs)問題といった債務問題の顕在化等により、相手国における債務持続可能性が問われることが多くなっています。その場合、債務自体が問題なのではなく、債務として受け入れた資金自体が生産的に有効に利用され、将来的な成長によって債務返済が可能となるかどうか重要です。特に HIPCs イニシアティブから卒業した国に対する円借款の供与に当たっては、モラルハザードの観点のみならず、債務資金の有効利用の観点からも十分に検討する必要があります。

このため、円借款の供与に当たっては、マクロ経済調査等の充実により、経済の発展状況や財政状況等に加え、当該国の債務負担能力を含めた債務持続可能性に十分配慮します。また、開発途上国政府のキャパシティ・デベロップメントの一環として、将来的な国際金融市場への参加も念頭に、セミナー・研修や有償資金協力促進調査(SAF)を実施する等、債務管理能力向上のための支援も継続します。

(5) 開発パートナーシップ

開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の動員により円借款の有効性を高めるだけでなく、外部リソースの活用により円借款の効率性を高めるものとなります。このため、国内の民間部門や、NGO、大学、地方自治体等の関係者が円借款業務に参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する必要があります。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る必要があります。このため、これら関係者との開発パートナーシップを深化させるべく、次の点に配慮します。

①相手国関係者とのパートナーシップ：開発を担うのは相手国であり、相手国のオーナーシップの下に、開発パートナーシップを深めます。相手国政府関係者との幅広い対話に加え、相手国の経済活動の環境整備(外国企業にとっては投資環境整備にもつながるもの)を的確に支援するために、相手国の民間部門・企業との協調に努めます。さらに、相手国の地域社会の状況及び地域住民のニーズを的確に把握し、これにきめ細かく対応するため、地域住民・NGO・大学といった相手国の市民社会との協調に努めます。

②本邦関係者とのパートナーシップ(我が国の経験と知見の活用)：我が国は、急速に欧米諸国の経済水準に達した経験を有するとともに、経済成長の過程では公害問題を克服し、地域の環境教育の推進といった経験を有しており、経済政策・産業政策・環境政策といった政策・制度面、環境技術・防災技術といった技術面、環境教育面等での豊富な経験・知見を蓄積してきました。また、併せて最先端の技術を含む高度な優れた技術を保有しています。こうした経験・知見を活用した支援を行うべく、次の点に配慮します。

- 1) JICA との連携：我が国の経験・知見を活用するためには、技術協力等を通じてこれらを体系的に蓄積している JICA との連携(例えば、連携専門家や連携 F/S 等)を一層強化する必要があります。また、無償資金協力ともあわせた有機的連携の促進が必須であり、現地 ODA タスクフォース等を活用しつつ、具体的な連携モデル案件の形成に努めます。
- 2) 民間部門との連携：我が国の民間部門(コンサルタントを含めた本邦企業等)には、欧米諸国へのキャッチアップの過程を通じ、開発途上国にとっても活用しやすい有益な経験・知見が豊富に蓄積されていることに加え、最先端の技術を含む高度な優れた技術も保有しています。このため、本邦技術活用条件(STEP) 制度や有償資金協力促進調査(SAF) の活用等を通じて、我が国の民間部門の経験・知見を積極的に活用します。さらに、JETRO や経済団体との意見交換等を通じ、投資や貿易に関する経験・知見を活用するとともに、官民パートナーシップ(PPP)に留意します。
- 3) NGO・大学・地方自治体との連携：我が国の NGO・NPO には開発途上国の地域住民に密着した支援の経験・知見が蓄積されつつあります。また、我が国の地方自治体には、公害問題への対応や環境教育、上下水道等の整備・運営等の経験・知見が蓄積されており、我が国の大学等の研究機関には、開発分野全般にわたる理論面・実証面に関する経験・知見が蓄積されつつあり

ます。このため、有償資金協力促進調査(SAF)等を通じて、これら NGO・大学・地方自治体の経験・知見を積極的に活用します。

③国際社会でのパートナーシップ：開発課題が多様化し、また援助協調・調和化が進展する中で、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行といった国際金融機関、UNDP、UNESCO といった国連機関や、開発援助委員会(DAC)等を擁する OECD、そしてアメリカ、ドイツ、フランス、イギリスといった外国の二国間援助機関とのパートナーシップを一層推進する必要があります。このため、こうしたパートナーシップの下で知的連携を進め、本行が開発分野で蓄積した経験・知見を国際社会に対して発信することに努めます。

(6) 国民の理解・広報の強化

円借款業務への国民の理解を得るためには、円借款業務の実施や評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要となります。このため、マスメディアを通じた情報提供、国際協力に関するシンポジウム等各種広報企画の実施等による国内広報を通じて、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が円借款業務に接する機会を作ります。

同時に、円借款の意義や効果について、借入国の国民からも理解を得ることが重要であり、また相手国政府と相手国国民との間の信頼を強化することは開発成果の円滑な発現に必須であるため、借入国政府及び実施機関等の協力を得つつ、現地広報の強化も積極的行います。また、調査研究成果等を含め、国際社会に対する情報発信の強化にも努めます。

また、国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民参加型援助促進セミナーや提案型調査等を通じて、国民からの意見に耳を傾け、円借款業務に関する提案を得るよう努めます。さらに、開発教育・インターンシップは、円借款業務を含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要であるため、小・中・高等学校や大学と連携しつつ開発教育・インターンシップへの取組に努めます。

(7) 適正な業務運営

円借款業務においては、以下の措置等を通じて、適正な業務運営を図ります。

1) 海外経済協力業務実施方針の評価・モニタリング等：本海外経済協力業務実施方針に基づき業務を着実に実施するため、本実施方針における分野・地域についての取組をさらに掘り下げるよう努めるとともに、業務実績の評価・モニタリングの結果を業務に反映させていきます。

2) 適正な調達等：質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう

努めます。法令、規程及びガイドラインを遵守し、不正行為等に対しては断固たる措置をとることを含め、実施の適正を確保します。

3) 適正な案件監理：開発成果が向上するためには、既往案件が適切に効果を発現することが必要であり、またミレニアム開発目標(MDGs)への貢献を強化するためには、既往案件の効果が速やかに発現することが必要となります。このため、相手国との案件監理を巡る対話を充実させ、的確な情報収集を図り、現地機能を強化するとともに、東京と現地との連携強化に努めます。また、調査業務等を活用しつつ案件監理の充実に努めます。

4) 援助関係者の安全確保：援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、我が国政府と十分な連携を図り、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努めます。

(8) 財務リスク等への配慮

従来から、信用リスクへの対応として借入国に関する信用力等の評価を行い、金利リスクへの対応として将来の資産・負債構造と損益状況を把握するとともに、資金調達にあつては出資金を受け入れております。今後とも、国民負担の増加を抑制する観点から、これらのリスク管理とともに、資金調達コストの変化に応じて機動的に金利改訂を行うこと等を通じ、適切な損益水準の確保に努めます。

また、特殊法人等整理合理化計画に沿って引き続き適切に取り組みます。

14. 平成 19 年度国際協力銀行海外経済協力業務運営協議会議事概要

○第 1 回国際協力銀行海外経済協力業務運営協議会議事概要

1. 日 時：平成 20 年 2 月 29 日（金） 12:30～13:45

2. 出席者：

（委員） 外務事務次官 藪中三十二、財務事務次官 津田廣喜、文部科学事務次官 銭谷眞美、国土交通事務次官 峰久幸義、環境事務次官 田村義雄、総務省総務審議官 森清（代理出席）、農林水産省総括審議官 吉村馨（代理出席）、経済産業省貿易経済協力局長 安達健祐（代理出席）、厚生労働省大臣官房国際課長 南野肇（代理出席）

（外務省） 国際協力局長 別所浩郎

国際協力局有償資金協力課長 宮原隆

（国際協力銀行） 総裁 田波耕治、副総裁 森田嘉彦、理事 森本学、理事 松井英生、理事 新井泉、総務部長 矢島浩一、総務部審議役 山中晋一、開発業務部長 岡村邦夫、移行準備室（海外経済協力業務）室長 山田順一

3. 議事次第：

- （1）出席者紹介
- （2）会長の選出・会長挨拶
- （3）国際協力銀行総裁挨拶
- （4）平成 20 年度予算（海外経済協力業務）（案）
- （5）平成 19 年度海外経済協力業務概況及び気候変動・アフリカ支援の取り組み
- （6）新 JICA 移行準備に係る報告
- （7）質疑応答

4. 審議経過：

- （1）冒頭、会長の互選が行われ、全委員一致で藪中外務事務次官が選出された後、会長から挨拶（概要下記）が行われた。
- ・ 本年は、5 月に第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）、7 月に北海道洞爺湖サミットを我が国が開催する極めて重要な年である。TICADIV では、アフリカの「成長の加速化」、「人間の安全保障の確立」及び「環境・気候変動問題への対処」を重点事項として、国際社会の取り組みを強化していく。特に TICADIV におけるインフラ分野の支援について、円借款の役割が極めて重要となってくる。
- ・ 北海道洞爺湖サミットでは、環境・気候変動の問題も主要テーマとなる予定であ

り、本年1月に表明した「クールアース・パートナーシップ」を通じ、円借款をはじめとするODA等により、積極的に支援していく方針である。

- ・また、本年10月には国際協力銀行海外経済協力業務が独立行政法人国際協力機構に承継され、新JICAが発足する。外務省としても、新JICAとともに国際競争力のある援助を実施してまいりたい。
- ・なお、海外経済協力業務運営協議会は今回が最後の開催となる。

(2) 引き続き、国際協力銀行田波総裁から挨拶が行われた。

(3) 次に、平成20年度予算（海外経済協力業務）（案）、平成19年度海外経済協力業務概況及び気候変動・アフリカ支援の取り組み、新JICA移行準備に係る報告について、国際協力銀行から説明が行われた。

(4) 上記を受け、出席各委員から概要以下のとおり発言があった。

- ・現在の厳しい財政事情の下、援助の質・効率性を向上させることが必要。援助対象の戦略的重点化、メリハリのある案件選定、各国ドナーや国際機関との援助協調の推進及び新JICAの下での有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の有機的連携を図ることが有効。
- ・円借款の迅速化策の着実な実施とともに、プロジェクト型借款の積極的な案件形成を期待。また、本邦技術活用条件（STEP）の活用及び資源・エネルギー確保という観点からの円借款の戦略的活用が重要。
- ・大学の有する知見や教育研究成果の活用は途上国の課題解決に有効であるため、今後とも、大学との連携強化及び留学生受入れ事業の拡大に期待。
- ・途上国からは経済・社会インフラ整備、防災・減災対策に係る経済協力へ多大な期待が寄せられており、気候変動対策円借款の活用についても関係機関で密な連携が必要。また、円借款建設工事における安全対策強化について、JBIC内に各分野の専門家からなる技術支援委員会を設置するなどの措置が必要。
- ・気候変動問題に関する途上国との協力の重要性が非常に高まっているところ、新JICAにおける事業展開に期待。また、新JICA発足に向け、新しい環境配慮ガイドラインがより良いものとなることを期待。
- ・地上デジタルテレビジョン放送における日本方式の普及等、我が国の技術の国際競争力の向上を図るためには、JBICによる支援は有効。今後も放送施設整備にかかるJBICの支援に期待。

- ・ アフリカ開発においては、農林水産業の開発が重要。また、クールアース・パートナーシップを推進すべく、我が国は植林事業や砂漠化防止対策、灌漑事業等を通じた支援を行うことが重要。
- ・ 円借款の迅速化に向けた取組みや手続きの調和化を着実に推進することを期待。
- ・ 保健医療分野につき、近年、新型インフルエンザあるいはHIVエイズ等の感染症対策が重要な課題となっているところ、有償資金協力、無償資金協力、技術協力等スキームの枠を超えた連携の下、これまでよりも一層効果的な支援を実施していくことが重要。

以 上